

船橋市耐震改修促進計画（案）に対する意見募集の結果について

- 1. 意見募集期間      令和7年12月15日（月）～令和8年1月14日（水）
  - 2. 意見数              5件（オンライン申請4名、メール1名）
- ※特定の建築物に関する情報は掲載しておりません。

番号	ご意見	市の考え方
1	<p>年号表記ではなく西暦での表記の方が分かりやすいと思います。年号を使わなければならないのであれば西暦も併記してほしい。昭和、平成、令和と並ぶとパッと年数を思い浮かべることが難しいからです。</p>	<p>ご意見いただきましてありがとうございます。いただきましたご意見を踏まえ、西暦も併記いたします。</p>
2	<p>充実した計画であると思いました。ぜひこのまま進めていただければと思います。</p>	<p>ご意見いただきましてありがとうございます。引き続き耐震化の促進に努めてまいります。</p>
3	<p>早期の完了を目指すとか調査してホームページに記載するとかの文言が多く、具体的活動計画や期限が見えない。市としての危機意識が感じられない。最低限でも市が所有する公共性のある建物等についてはいつまでに対策を完了させるのか具体的日程を示して欲しい。民間所有の不動産については、災害時に消防車や救急車等の交通の妨げになる可能性のある物件を洗い出し、優先順位を付けて対策を実施することが最優先と考える。これら交通の妨げになる可能性のある物件（ブロック塀等を含む）は所有者に対する啓蒙だとか教育だとか言っている余裕は最早ないと考えて、早急に具体的対策を実行する必要があると考える。メリハリをつけた計画の策定をお願いしたいと思います。</p>	<p>ご意見いただきましてありがとうございます。</p> <p>市所有の建物については、改修等を計画しているものもありますが、昨今の社会経済情勢より当初の計画から遅れているものもあるため、現時点では具体的な日程をお示しすることができません。</p> <p>民間所有の災害時に消防車や救急車等の交通の妨げになる可能性のある緊急輸送道路沿道建築物の耐震化につきましては重要と考えており、令和7年度から助成上限額の引き上げを行う等、これまでも建築物の耐震化を促してきましたが、今後も所有者等に働きかけてまいります。</p>

<p>4</p>	<p>耐震診断や耐震改修に関する費用負担について、いくつかお願いがございます。</p> <p>現在の制度では、耐震診断に10万円以上を支払い、後から補助を受ける仕組みになっていると伺っています。しかし、診断の結果、対象外であったり工事費が高額となり実施を断念した場合でも、3万円程度の自己負担が発生することによって、年金暮らしの世帯にとってはこの金額でも大きな負担となり、診断を受けること自体をためらう要因になっています。</p> <p>また、耐震工事は100万円以上かかることが多く、補助率が高い場合でも、住民税非課税世帯にとっては残る自己負担が重く感じられます。</p> <p>耐震化を進めるために、非課税世帯でも安心して取り組めるよう、診断費用の無料化や、市が直接費用を支払う仕組み、工事費の自己負担をより軽減できる制度などをご検討いただけますと大変助かります。</p> <p>市として耐震化を促進されたいという方針は大変心強く感じております。その取り組みがより多くの市民にとって利用しやすいものとなるよう、ぜひご配慮いただければ幸いです。</p>	<p>ご意見いただきましてありがとうございます。</p> <p>建築物の耐震化を促進するために、助成制度は有効な手段の1つであると考えております。これまでも助成上限額の引き上げや助成率の見直し等制度を拡充しており、今後も市民にとって利用しやすい制度を目指していきます。</p>
<p>5</p>	<p>今回、区分所有法が大幅に改正されたことで、住めなくなった建物の解体・敷地売却がやりやすくなったと思いますが、マンションの管理組合の運営にて大きな課題が突きつけられています。</p> <p>建物の損傷が除却を要する場合、一部の建物を解・更地にすることで、住居を放棄したものの土地の区分所有権を保持する「マンション管理組合の組合員」の立場を明確にすることが必要になります。</p> <p>「建物及び土地の区分所有者」と「土地のみの区分所有者」と2種類の管理組合が必要になる可能性があるのではと考えます。</p> <p>こうした状況になることを想定して、どのような管理組合のあり方にすべきか、市として検討する協議会のような組織を設置することをご検討願います。</p>	<p>ご意見いただきましてありがとうございます。</p> <p>本市では、現在マンション管理無料相談、マンション管理士等派遣事業及びマンション管理セミナーを実施しており、今後もマンション管理組合に対し必要な情報提供を行ってまいります。</p>